

旭川医科大学年俸制教員給与規程の一部を改正する規程を次のように定める。

旭川医科大学長 西 川 祐 司

旭川医科大学年俸制教員給与規程の一部を改正する規程

旭川医科大学年俸制教員給与規程（令和2年旭医大達第39号）の一部について、下表右欄（「現行」欄）を、同表左欄（「改正後」欄）のように改正する。

※下線部分は改正箇所を示す。

改正後	現行
(略)	(略)
(給与の種類)	(給与の種類)
第2条 年俸制教員の給与は、基本年俸、業績給及び諸手当とする。	第2条 年俸制教員の給与は、基本年俸、業績給及び諸手当とする。
2 諸手当は、基本給の調整額、管理職手当、学長補佐等手当、初任給調整手当、扶養手当、調整手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、広域異動手当、放射線取扱手当、高気圧治療室内作業手当、超過勤務手当、休日手当、夜勤手当、宿日直手当、術後管理手当、待機手当、医師特別勤務手当、ドクターヘリ搭乗手当、分娩手当、時間外手術等手当、分娩待機手当、保健管理センター業務手当、学位論文審査手当、新型感染症患者対応業務手当、 <u>地域医療体制確保加算対象手当</u> 、 <u>外科医療確保特別加算対象手当</u> 、寒冷地手当、期末手当及び診療従事等教員特別手当とする。	2 諸手当は、基本給の調整額、管理職手当、学長補佐等手当、初任給調整手当、扶養手当、調整手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、広域異動手当、放射線取扱手当、高気圧治療室内作業手当、超過勤務手当、休日手当、夜勤手当、宿日直手当、術後管理手当、待機手当、医師特別勤務手当、ドクターヘリ搭乗手当、分娩手当、時間外手術等手当、分娩待機手当、保健管理センター業務手当、学位論文審査手当、新型感染症患者対応業務手当、寒冷地手当、期末手当及び診療従事等教員特別手当とする。
(給与の支給日等)	(給与の支給日等)
第3条 基本年俸及び諸手当（期末手当及び診療従事等教員特別手当を除く。）の計算期間は、1月の初日から末日までとする。	第3条 基本年俸及び諸手当（期末手当及び診療従事等教員特別手当を除く。）の計算期間は、1月の初日から末日までとする。
2 基本年俸は、その12分の1の額を月額基本給（以下「基本給」とい	2 基本年俸は、その12分の1の額を月額基本給（以下「基本給」とい

う。)として毎月1回、17日(17日が日曜日に当たるときは15日、17日が土曜日に当たるときは16日、17日が休日に当たるときは18日)に支給する。ただし、事務処理上やむを得ない事情のため、その日に支給することができないときは、翌月の基本給の支給日に支給することができる(第3項から第5項において同じ。)。また、各月の末日までに、欠勤等の事由により、支給した基本給と本来支給すべき基本給との間に過不足が生じた場合には、翌月以降の基本給において、これを精算する。

- 3 業績給、期末手当及び診療従事等教員特別手当は、毎年6月30日及び12月10日に支給する。ただし、その日が日曜日に当たるときは、その前々日、土曜日に当たるときは、その前日に支給する。
- 4 基本給の調整額、管理職手当、学長補佐等手当、初任給調整手当、扶養手当、調整手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、広域異動手当、地域医療体制確保加算対象手当、外科医療確保特別加算対象手当及び寒冷地手当は、基本給の支給日に支給する。

(略)

(諸手当)

第7条 諸手当は、給与規程第17条から第24条の2、第27条、第28条、第31条から第34条の4、第34条の6から第38条及び第39条の2の規定を準用して支給する。

(略)

附 則

1 この規程は、令和8年10月1日から施行し、改正後の旭川医科大学年俸制教員給与規程は、令和8年7月1日から適用する。

2 改正後の旭川医科大学年俸制教員給与規程は、この規程の施行日の前日以前に本学を退職した職員については適用しない。

【改正理由】

診療報酬加算による医師への手当支給を行うため、所要の改正を行

う。)として毎月1回、17日(17日が日曜日に当たるときは15日、17日が土曜日に当たるときは16日、17日が休日に当たるときは18日)に支給する。ただし、事務処理上やむを得ない事情のため、その日に支給することができないときは、翌月の基本給の支給日に支給することができる(第3項から第5項において同じ。)。また、各月の末日までに、欠勤等の事由により、支給した基本給と本来支給すべき基本給との間に過不足が生じた場合には、翌月以降の基本給において、これを精算する。

- 3 業績給、期末手当及び診療従事等教員特別手当は、毎年6月30日及び12月10日に支給する。ただし、その日が日曜日に当たるときは、その前々日、土曜日に当たるときは、その前日に支給する。
- 4 基本給の調整額、管理職手当、学長補佐等手当、初任給調整手当、扶養手当、調整手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、広域異動手当及び寒冷地手当は、基本給の支給日に支給する。

(略)

(諸手当)

第7条 諸手当は、給与規程第17条から第24条の2、第27条、第28条、第31条から第34条の4、第34条の6から第38条及び第39条の2の規定を準用して支給する。

(略)

うものである。